

## 一般廃棄物の処理状況及び目標の達成状況（平成30年度）

本県では、循環型社会の構築を目指し、廃棄物の排出抑制や循環利用などを促進するという基本的な考えのもと、さらなる取組を進めるため、平成29年3月に「愛知県廃棄物処理計画（平成29年度～令和3年度）」を策定した。

今回、平成30年度における一般廃棄物（ごみ）の処理の状況を示すとともに、計画に示した令和3年度の減量化目標及び平成26年度の処理実績と比べることにより、その減量化の進捗状況を示した。

### 1 一般廃棄物（ごみ）の現況

#### （1）一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

平成30年度のごみの総排出量は2,515千トンであり、平成26年度の2,551千トンに比べ1.4%減少している。

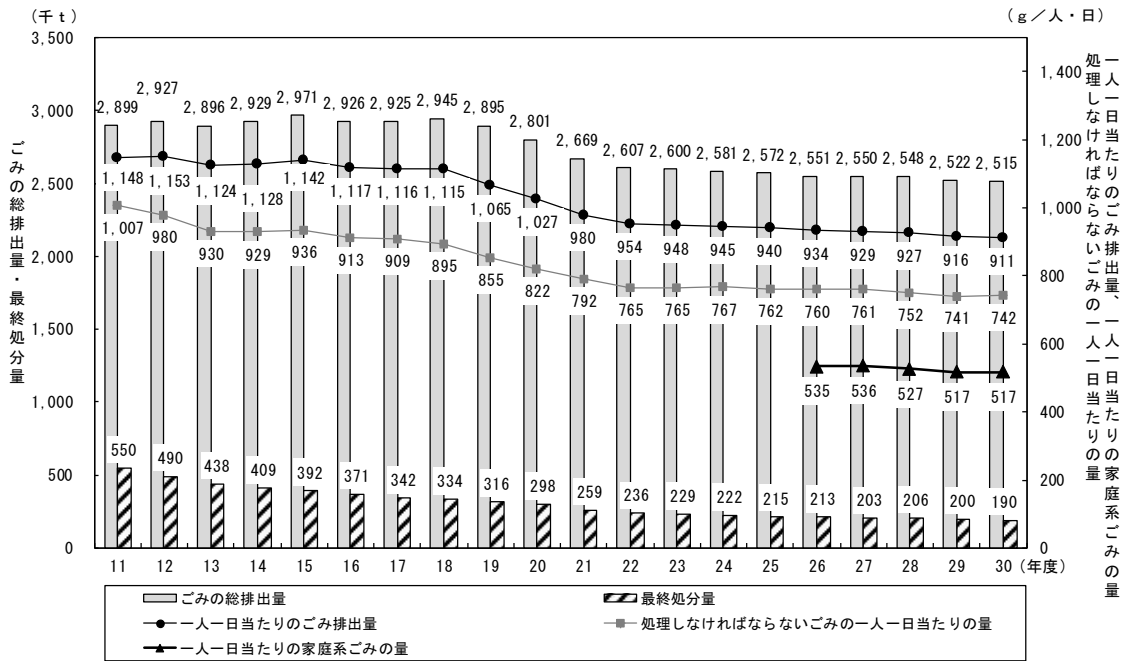
ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成30年度は911gとなり、平成26年度の934gに比べ2.5%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、平成30年度は742gとなり、平成26年度の760gに比べ2.4%減少している（図1-1）。

さらに、「処理しなければならないごみの量」から事業系ごみの量を除いた「家庭系ごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりの家庭系ごみの量」という。）すると、平成30年度は517gとなり、平成26年度の535gに比べ3.4%減少している。

最終処分量は190千トンで、平成26年度の213千トンに比べ10.8%減少している。

総排出量の減少に伴い、「処理しなければならないごみの量」も減少傾向にあり、近年では総排出量に対して80%から82%の割合で推移している（図1-2）。



- (注 1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
- (注 2) 「人口」の定義について、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている(以降全ての図も同様)。
- (注 3) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある(以降全ての図も同様)。

図 1-1 ごみの排出・処理状況の経年変化

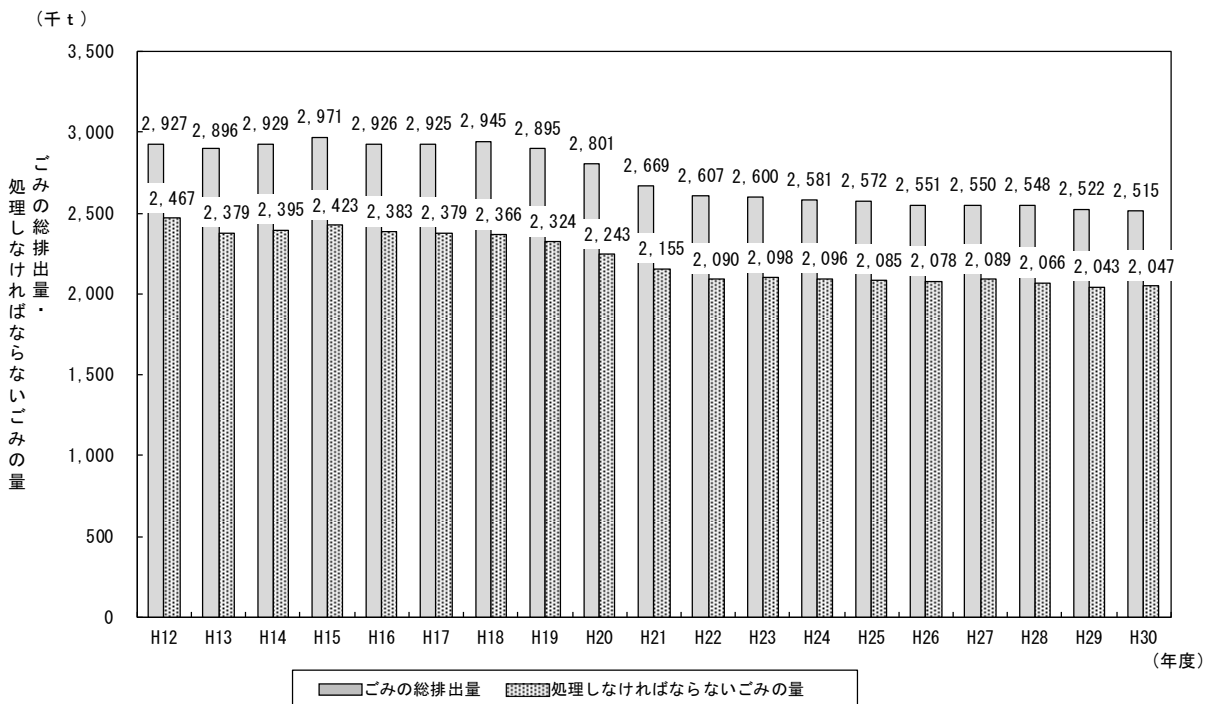
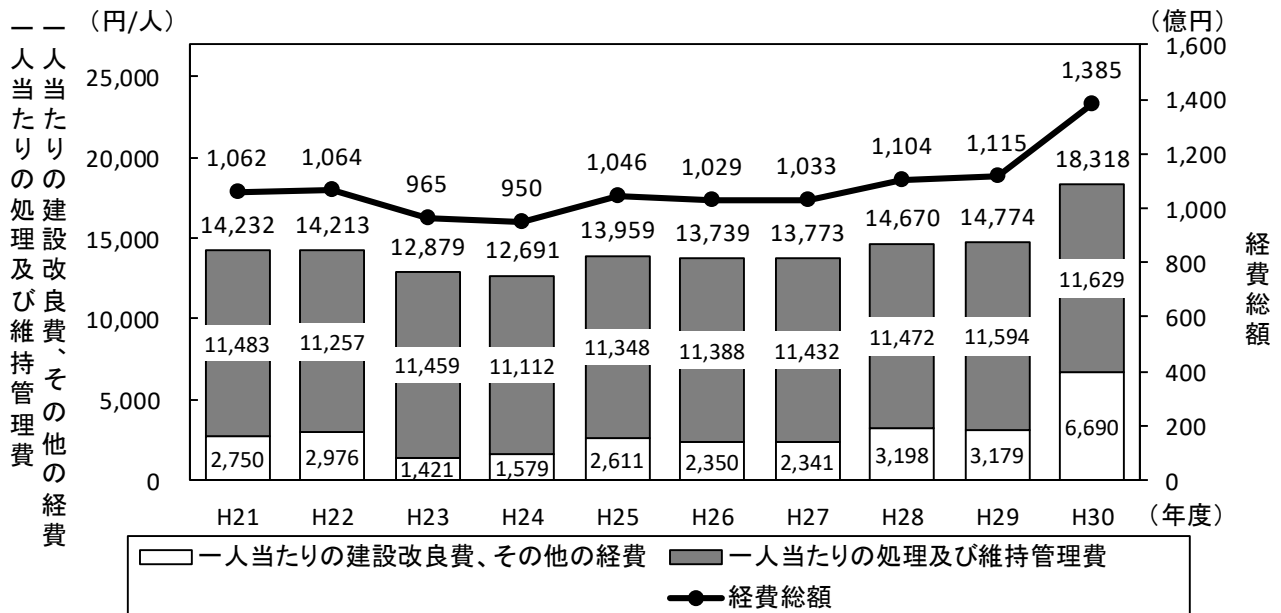


図 1-2 ごみの総排出量と処理しなければならないごみの量の経年変化

平成 30 年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約 1,385 億円であり、これを県民一人当たりに換算すると 18,318 円となる。

内訳は、処理及び維持管理費が 11,629 円 (63.5%)、建設・改良費及びその他の経費が 6,690 円 (36.5%) である。ごみ処理に要する経費の総額は、焼却施設等の建設に伴い平成 26 年度以降増加傾向にある (図 1-3)。



(注) グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含んでいない。

図 1-3 ごみ処理経費の推移

平成 30 年度における、生活系ごみの収集量は 1,677 千トン、事業系ごみの収集量は 702 千トンであり、収集した総量のうち、生活系ごみが 70.5%を占めた。平成 26 年度と比較すると、生活系ごみは 3.2%減少したが、事業系ごみは 9.9%増加した（図 1-4）。

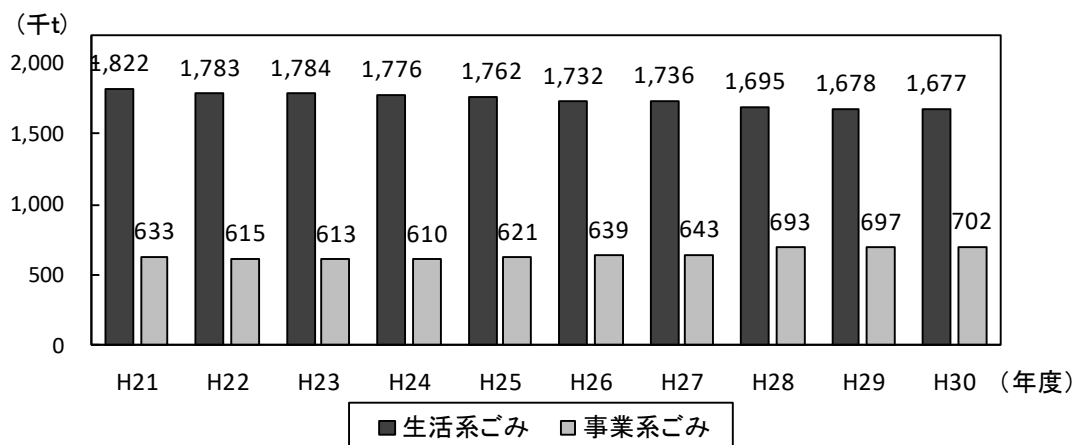
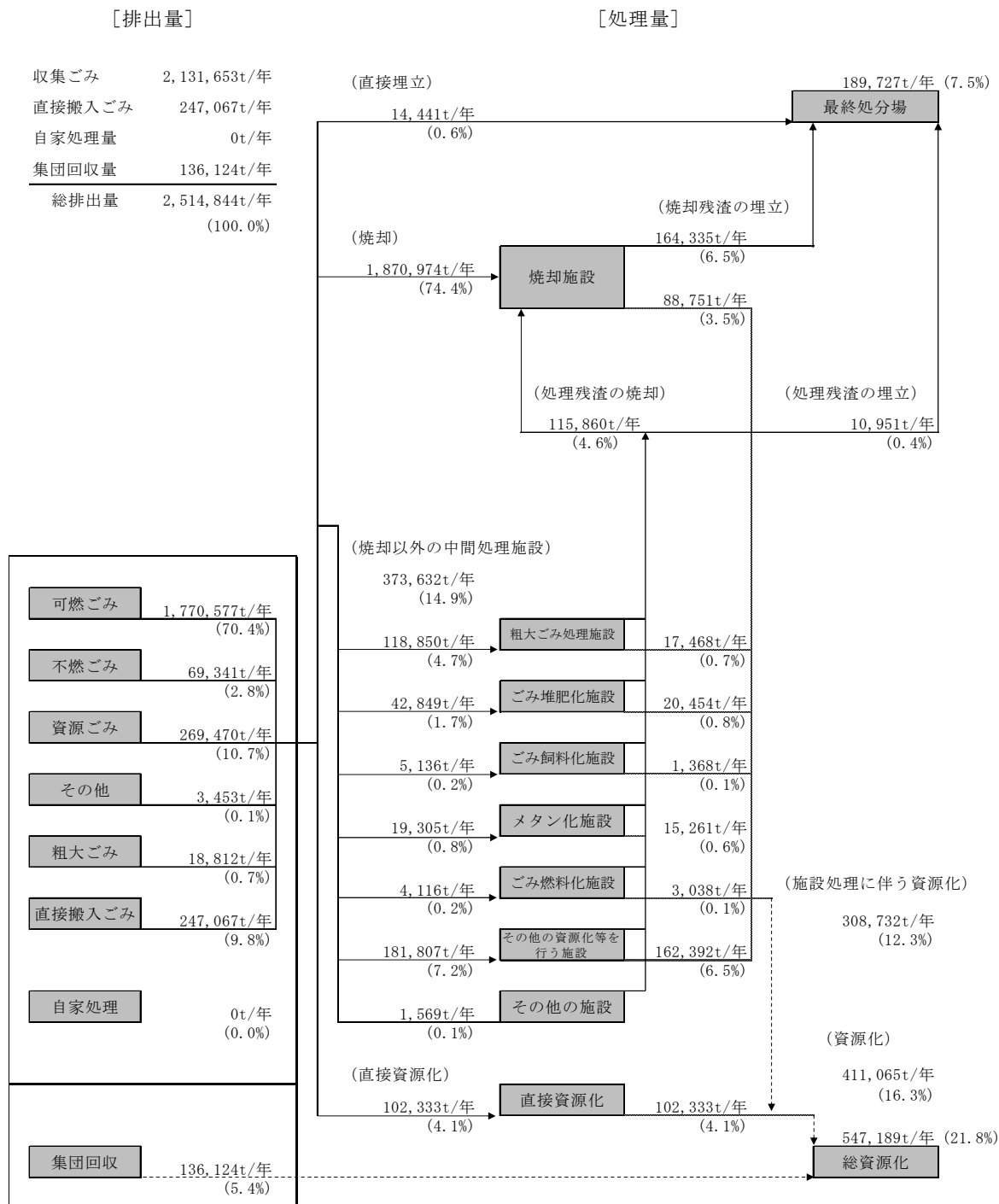


図 1-4 ごみの収集量の経年変化

ごみ処理の流れは、図 1-5 のとおりである。これは、平成 30 年度中に収集されたごみ 2,132 千トン、直接搬入されたごみ 247 千トン、集団回収量 136 千トンの総量 2,515 千トンが 1 年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが 547 千トン、埋立処分されたものが 190 千トンであった。



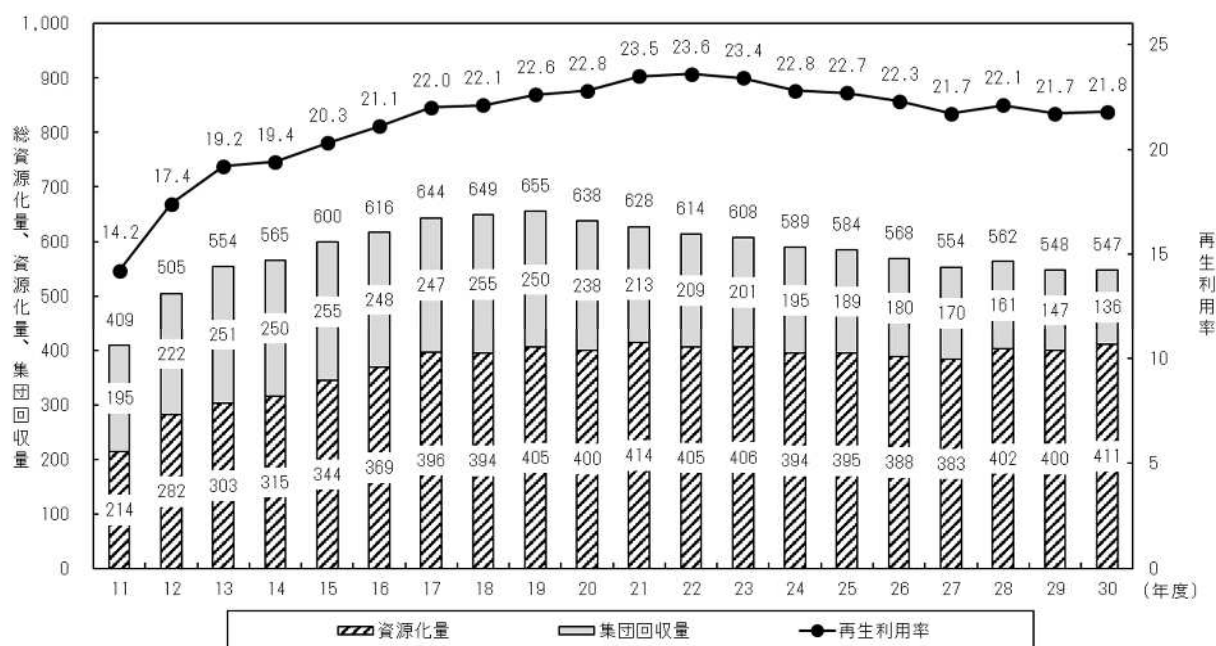
- (注 1) 収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみなど、他の収集区分に分類できないものをいう。
- (注 2) 「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。
- (注 3) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。
- (注 4) ( ) は総排出量に対する割合を示す。

図 1-5 ごみ処理の流れ（平成 30 年度）

## (2) 一般廃棄物（ごみ）の資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成 30 年度の総資源化量は 547 千トンで、平成 26 年度の 568 千トンに比べ 3.7%減少している。平成 19 年度以降は、ごみの総排出量減少に伴い総資源化量も減少傾向にある（図 1-1 及び図 1-6）。

また、平成 30 年度の再生利用率は 21.8%であり、平成 26 年度の 22.3%に比べ 0.5 ポイント低下している。



(注 1) 「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。

(注 2) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

(注 3) 「再生利用率」 = (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100

図 1-6 総資源化量と再生利用率の経年変化

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、平成30年度の総資源化量の内訳は、紙類214千トン、金属類46千トン、ガラス類39千トン、ペットボトル17千トン、プラスチック類53千トン、布類12千トン、溶融スラグや肥料等、その他166千トンとなっている（図1-7）。

紙類については、新聞や雑誌の発行部数の減少やIT化の影響で、紙の消費が減っていることにより、近年減少傾向にある一方で、溶融スラグやセメント原料等、その他の資源化が増加傾向にある。

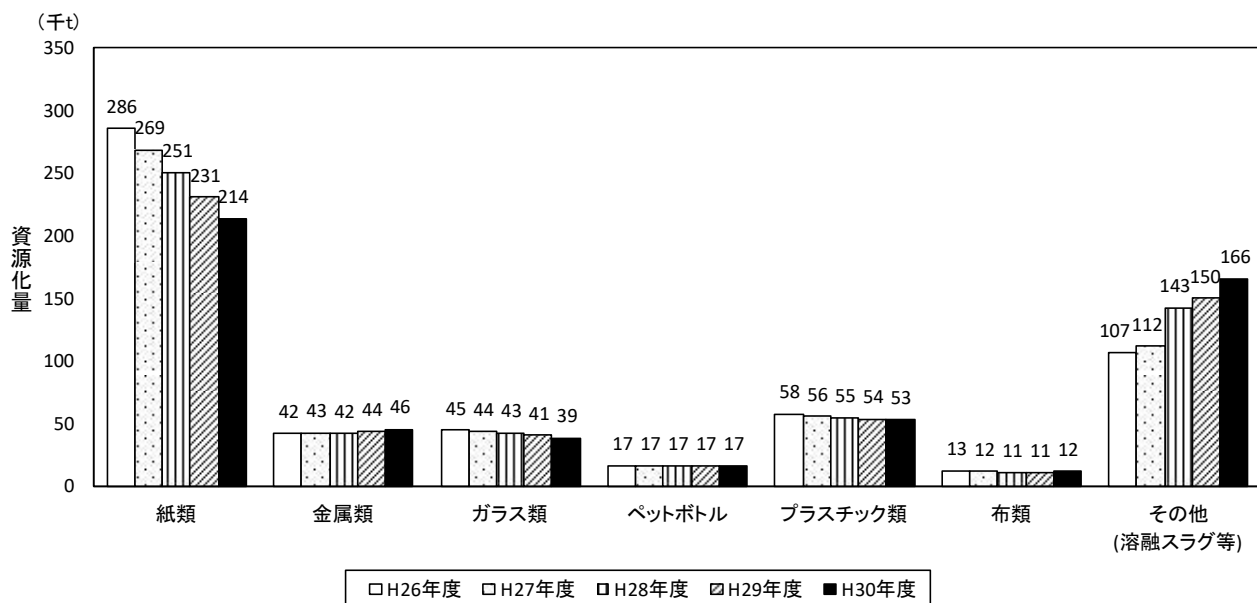


図 1-7 資源化の状況

### (3) 一般廃棄物（ごみ）の最終処分の状況

焼却残さや、その他中間処理の際に発生した処理残さの処分を含め、平成 30 年度の最終処分量は 190 千トンで、平成 26 年度の 213 千トンに比べ 10.8%減少している。

なお、このうち県外の処分量は 29 千トンで、平成 26 年度の 47 千トンに比べ 38.3%減少している。県外処分率は、増加・減少を繰り返しているが、長期的には減少傾向にある（図 1-8）。

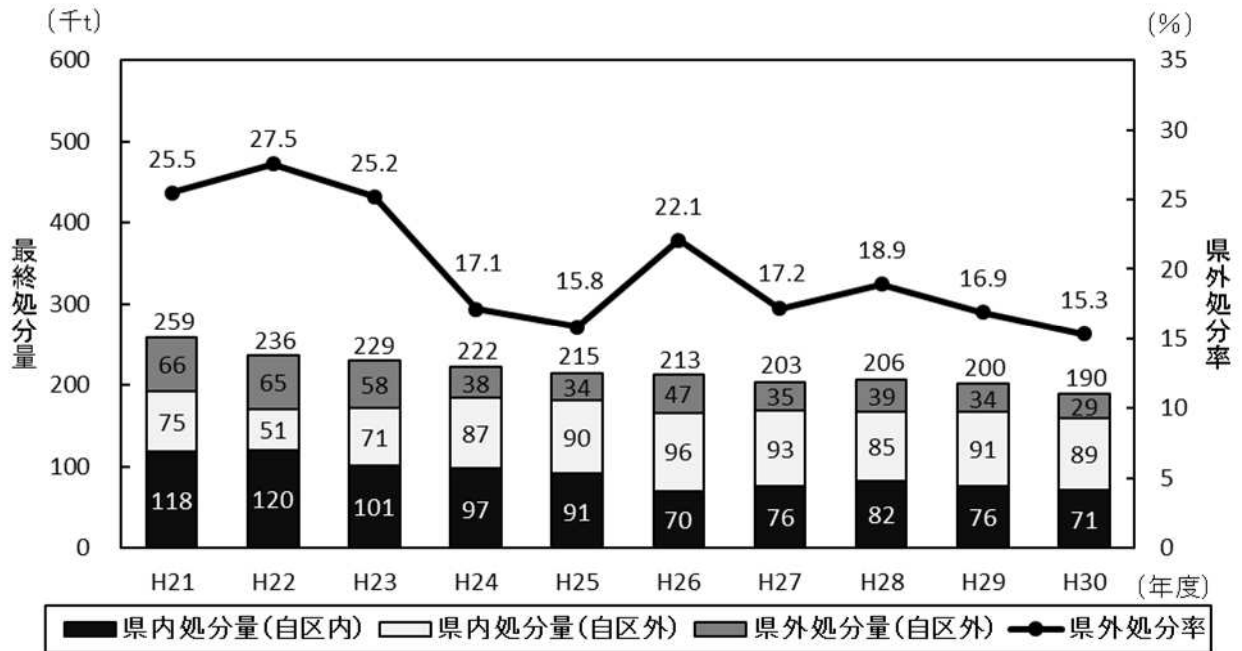


図 1-8 ごみの最終処分量の経年変化



#### (4) 一般廃棄物処理施設の設置状況

##### ア 中間処理施設及び資源化施設の設置状況

平成30年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数は96である。その内訳は焼却施設が36、ごみ燃料化施設が1、粗大ごみ処理施設が20、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が38（うち堆肥化施設が5）、その他（破砕処理）施設が1となっている（表1-1）。

表1-1 中間処理施設及び資源化施設の設置状況（平成30年度末現在）

区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	36	9,549.5t/日	ほかに4施設休止、 3施設建設中
ごみ燃料化施設	1	670.7t/日	ほかに1施設休止
粗大ごみ処理施設	20	1,155.4t/日	ほかに1施設休止
資源化施設	38	690.3t/日	38施設のうち5施設 が堆肥化施設、 ほかに1施設休止
その他施設	1	67.7t/日	
合 計	96	12,133.6t/日	

(注1)施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

(注2)「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破砕、減容化等を行う施設をいう。

##### イ 焼却施設におけるごみ発電及び余熱利用の状況

平成30年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力※は174.9MW（発電設備を有する26施設の合計）で、平成26年度の139.3MWに比べ25.6%増加している。総発電電力量は595.0GWh（稼働した23施設の合計）で、平成26年度の555.0GWhに比べ7.2%増加しており、長期的に見て上昇傾向にある（図1-9）。

また、平成30年度における余熱利用を行っている焼却施設※は34施設で、施設の統廃合や休廃止、新規稼働があったものの、平成26年度と同数である。

※ 休止施設及び建設中の施設を含む。

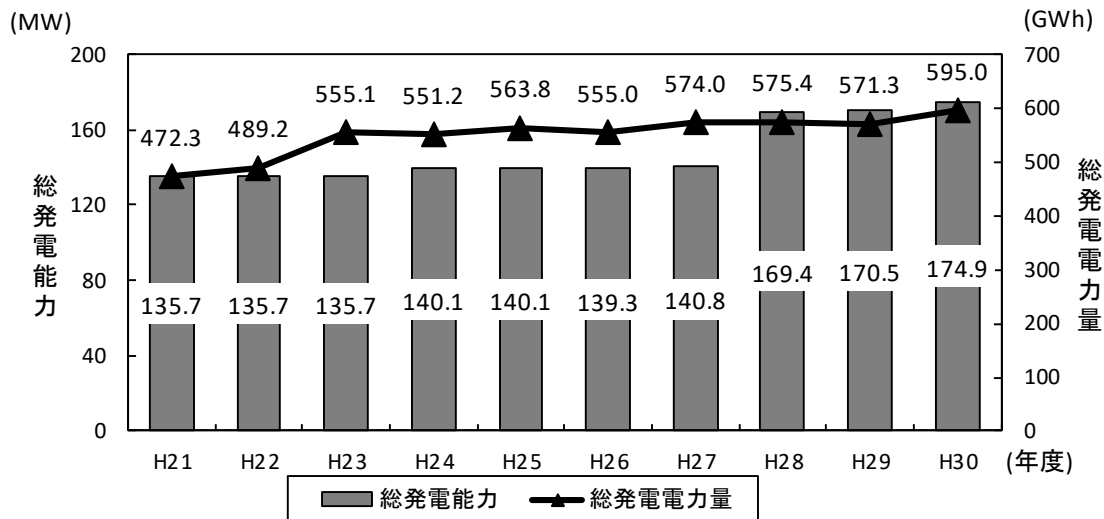


図 1-9 焼却施設におけるごみ発電の状況

#### ウ 最終処分場の設置状況

平成 30 年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は 83(休止、埋立終了を含む。)で、残余容量は 2,998 千 $m^3$ である。これを平成 30 年度の埋立容量 96 千 $m^3$ で除した値(残余年数)は 31.1 年であり、平成 26 年度と比べ 3 年程度増加している(図 1-10)。

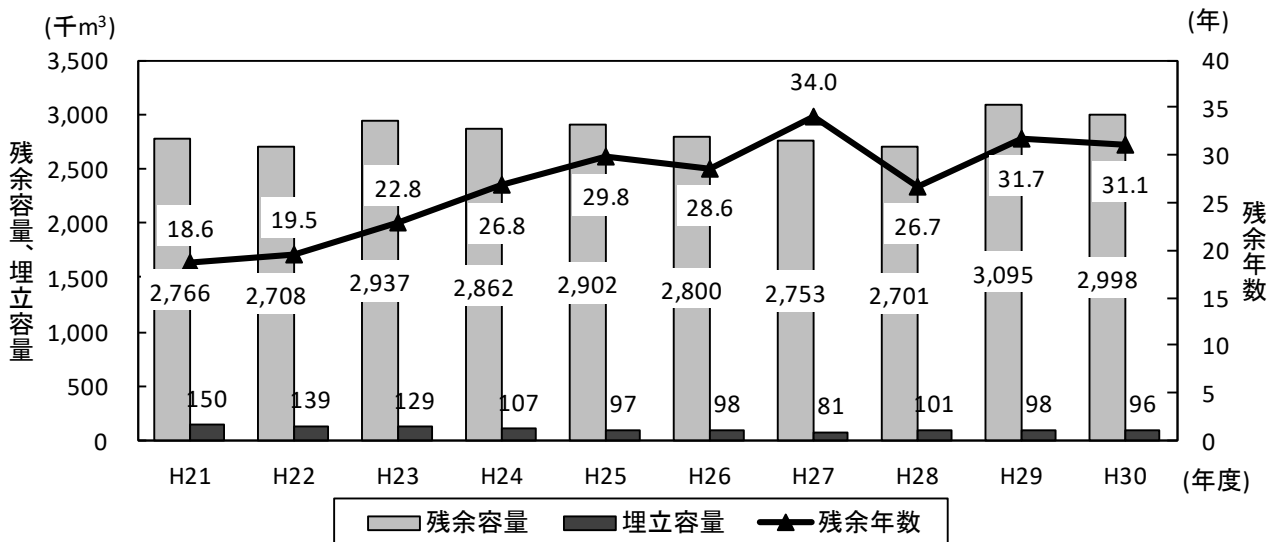


図 1-10 最終処分場の残余容量、最終処分量、残余年数の経年変化

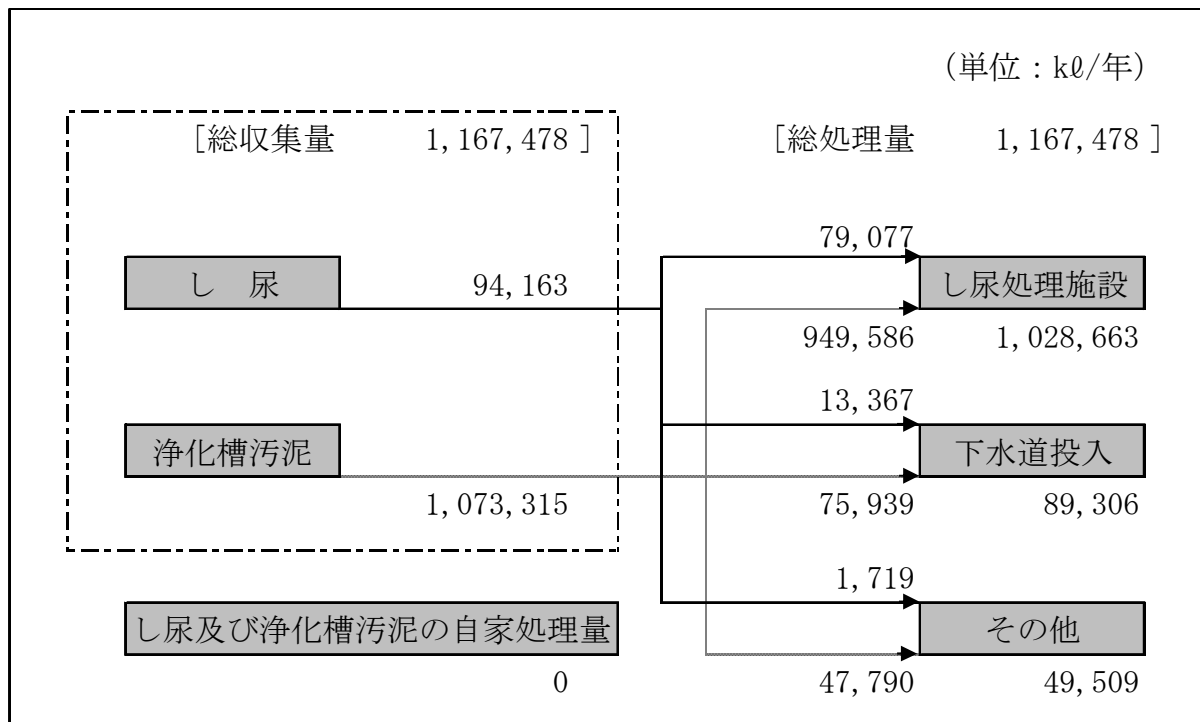
## 2 し尿処理の状況

### (1) し尿の処理の状況

平成30年度のし尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の総収集量は1,167千kℓで、うち、し尿は94千kℓ、浄化槽汚泥は1,073千kℓである。

総処理量は1,167千kℓであり、平成26年度の総処理量1,201千kℓに比べ約2.8%減少している。

収集されたし尿等のうち、し尿処理施設により1,029千kℓ、下水道投入により89千kℓ、その他の施設で50千kℓ、それぞれ処理されている（図2-1）。



(注1) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集量」と「処理量」は一致しない場合がある。

(注2) 「その他」とは、メタン化施設、農地還元等、し尿処理施設及び下水道投入以外の処分方法をいう。

図2-1 し尿等の処理の流れ（平成30年度）

し尿処理形態については、水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、合併浄化槽人口及び単独浄化槽人口の和）は増加傾向に、非水洗化人口は減少傾向にあり、水洗化が進行している（図 2-2）。

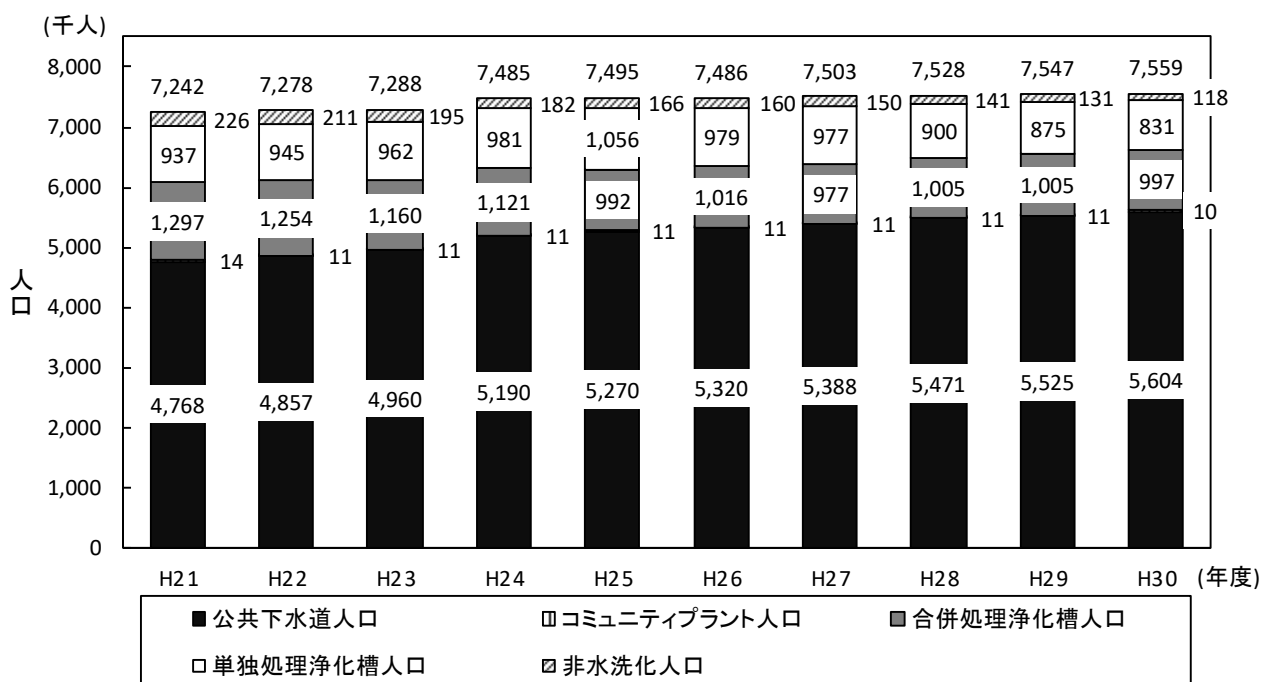


図 2-2 し尿処理形態の推移

過去からの推移をみると、し尿等の収集量及びし尿等の処理量は減少傾向にあるが、平成30年度については平成29年度より若干増加した（図2-3及び2-4）。

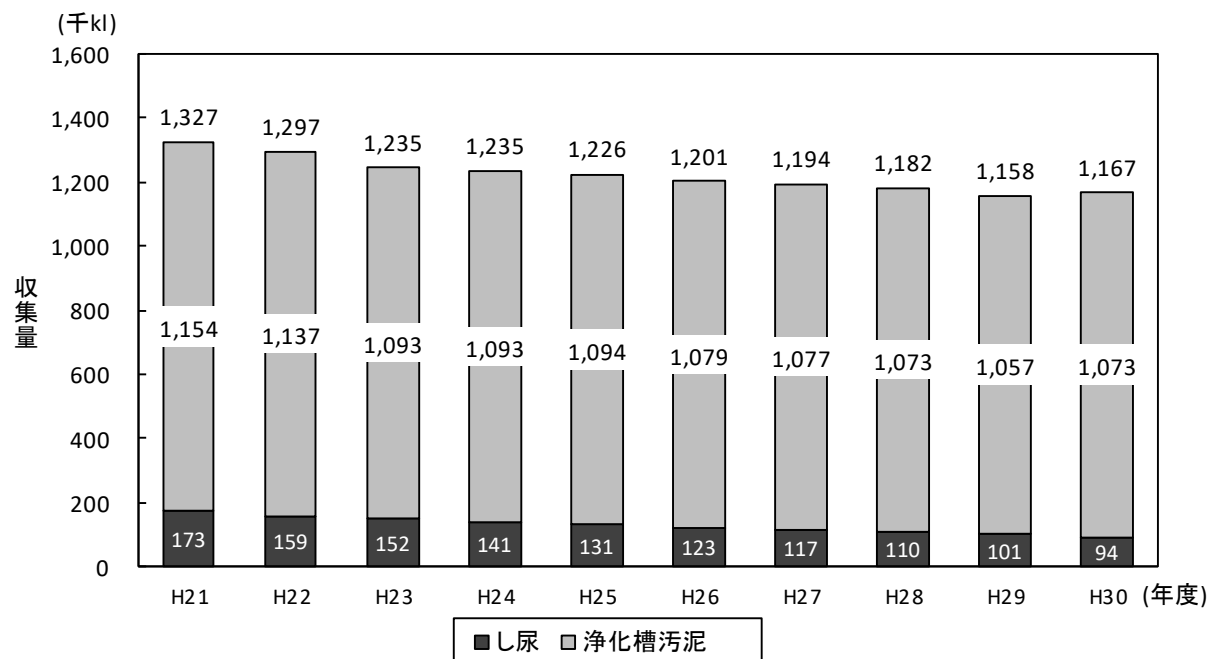


図 2-3 し尿等の収集量の推移

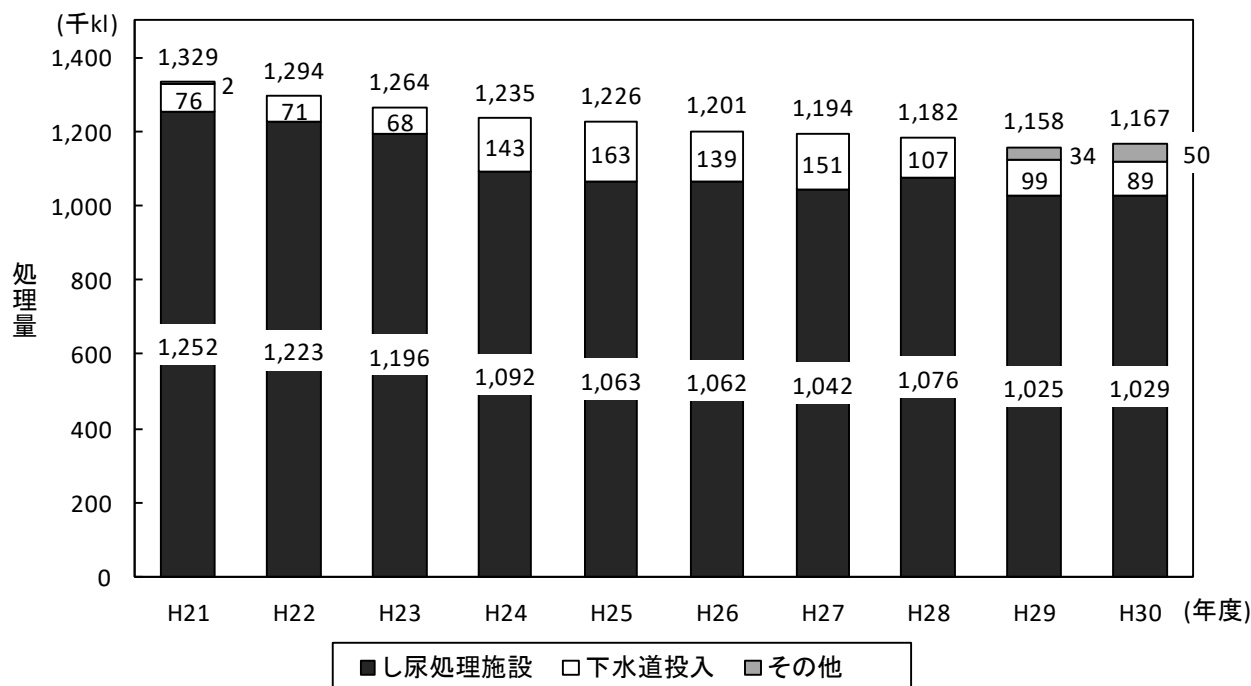


図 2-4 し尿等の処理量の推移

## (2) し尿処理施設の設置状況

平成 30 年度末現在設置されている稼働中のし尿処理施設の数は 32 (処理能力 4,402.9kl/日) であり、休止中のし尿処理施設の数は 1 (処理能力 80 kl/日) である。

平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村がなくなったことから、平成 18 年 4 月以降し尿はすべて陸上処理され、海洋投棄はされていない (図 2-4)。

### 3 一般廃棄物（ごみ）処理の目標達成状況及び経年変化

「愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」における令和 3 年度の減量化目標は、次のとおりである。

- ・ 排出量は、平成 26 年度に対して約 6%削減する。
- ・ 再生利用率は、平成 26 年度の約 22%から、約 23%に増加させる。
- ・ 最終処分量は、平成 26 年度に対して約 7%削減する。
- ・ 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を、500g とする。

計画期間 1 年目である平成 30 年度の排出量、再生利用率、最終処分量及び一人一日当たりの家庭系ごみ排出量については以下のとおり（図 3-1 及び図 3-2）。

- ・ 排出量は 2,515 千トンで、平成 26 年度の 2,551 千トンに比べて 1.4%減少している。目標には達せず、減少の幅も小さい。
- ・ 再生利用率は 21.8%で、平成 26 年度の 22.3%と比べ 0.5 ポイント低下している。目標には達せず、減少の幅も小さい。
- ・ 最終処分量は 190 千トンで、平成 26 年度の 213 千トンに比べて 10.8%減少しており、目標を達成している。
- ・ 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は 517g で、平成 26 年度の 535g と比べ 18g 減少しているが、目標には達していない。

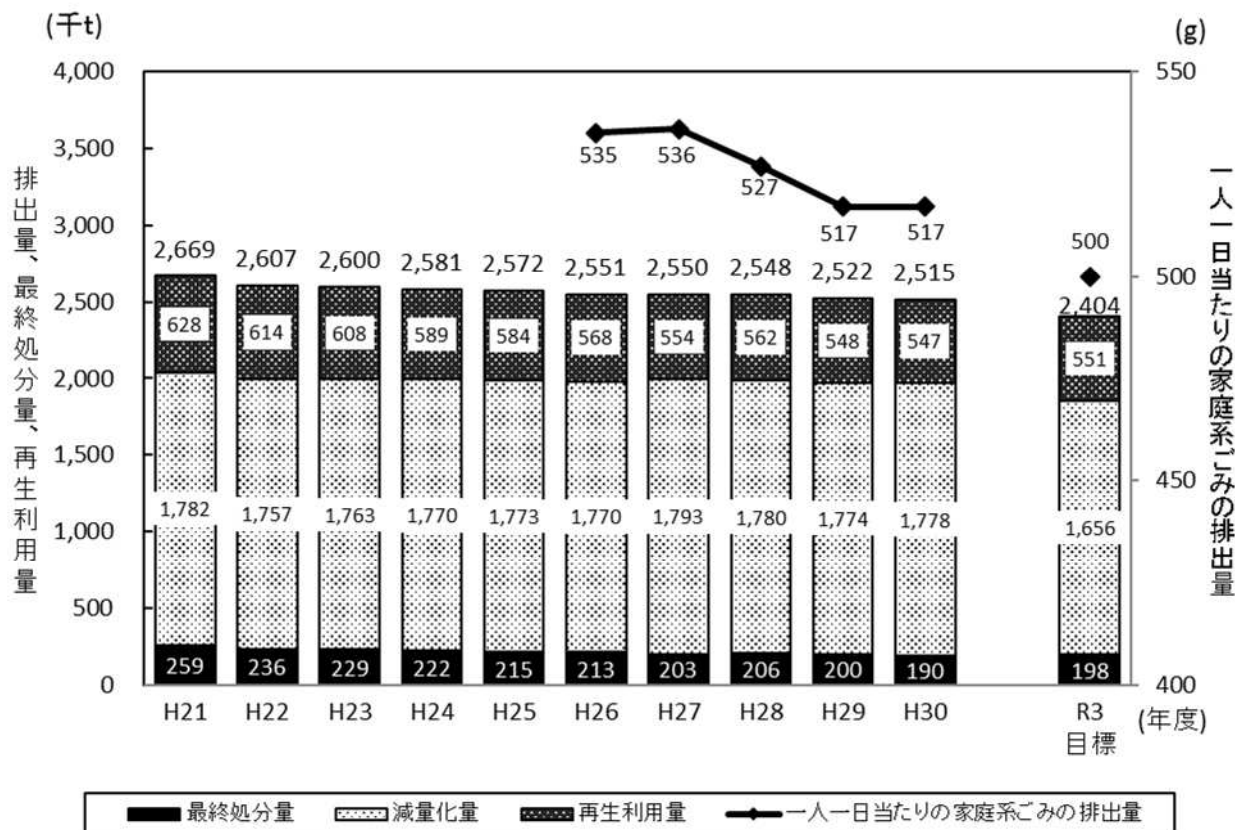


図 3-1 一般廃棄物の減量化目標の達成状況

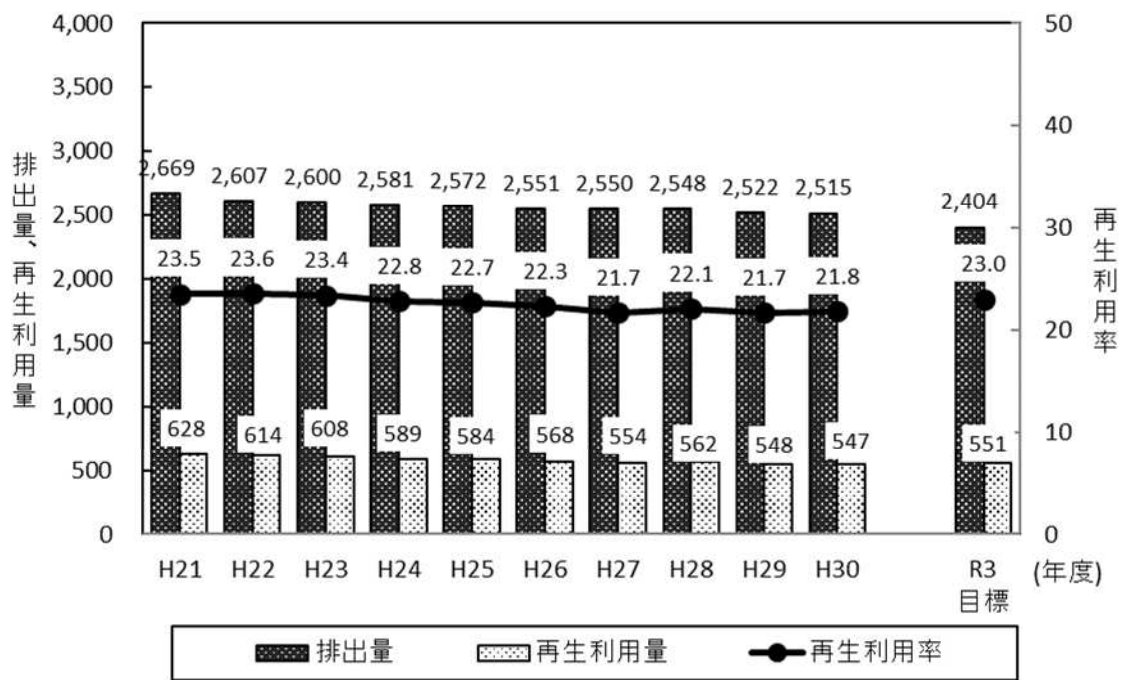


図 3-2 一般廃棄物の再生利用率の達成状況